

認定実務実習指導薬剤師の認定関連の変更について

日頃から、薬学生実務教育への高い関心とご理解及び実務実習へのご尽力を深く感謝致しております。さて、実務実習受入れに必須（各施設に 1 名以上）である認定実務実習指導薬剤師の新規・更新申請に関して、変更がありましたので、お知らせ致します。つきましては、変更点を出来る限り簡便に下段に纏めましたので、実習に関わる会員各自が遺漏無く、ご確認の程、お願い致します。

新規申請について

認定実務実習指導薬剤師養成講習会

認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ (WS) (薬学教育者 WS)

→ 受講証、修了証に有効期限が設定された。



H30 年 4 月 1 日以降の受講・研修終了日 → 受講日・研修修了日から 6 年間

H30 年 3 月 31 日以前の受講・研修終了日 → **2020 年 3 月 31 日まで**

更新申請について

① アドバンスト WS の修了証（正本：調整機講委員長が発行した）を「講座④」の受講証に代用可能となった。タスクフォースで参加した場合も同様。

② 更新講習「講座④」「講座カ」「アドバンスト WS 修了証」に有効期限が設定された。



「講座④」（H30 年 4 月 1 日以降の受講証）、「アドバンスト WS」（H31 年 1 月 1 日以降の修了証）

→ 受講・終了日から 3 年間

「講座④」「アドバンスト WS」（H28 年 4 月 1 日～H30 年 12 月 31 日の受講・修了日）

→ 2021 年 12 月 31 日まで

「講座カ」 → **2020 年 3 月 31 日まで**

* 「講座カ」は、「講座④」に名称が変更される前の名称です。

その他

① H31 年以降、アドバンスト WS では日本薬剤師研修センターの研修受講シール交付が終了。

② 更新申請書が一部変更された。（勤務証明は申請から遡って 1 ヶ月以内）

③ 更新要件の特例に関する期限が変更された。（詳細は日本薬剤師研修センターHP を参照）

* 詳細については、日本薬剤師研修センターの HP を各自ご確認ください。

以上